



災害時すぐ必要な支援に。

赤い羽根共同募金は被災地支援にも役立てられます



千葉県内の被災地・被災者支援の様子

2019年9月から10月にかけて千葉県を襲った台風や大雨災害では、延べ3万7千人以上のボランティアが被災地で復旧復興活動をされました。赤い羽根共同募金では、その活動を支援するため災害ボランティアセンターの設置や、ボランティア保険料、現場で使うはしごやブルーシート、スコップ、チェーンソーの購入などを助成しました。皆さまからいただいた共同募金は、お住まいの市町村の災害対応にも役立てられています。

災害時のこのような活動に使われます！



ボランティアの活動支援



災害ボランティアセンターの活動支援



福祉施設への支援

お寄せいただいた募金の一部(災害等準備金)※は、次のように活用されます。



① ボランティア団体・グループが被災地において活動するための経費

活動の例▶ 避難所でのお手伝い、家の片付け、がれきの撤去、水害の場合の泥出し、生活物資等の訪問配布、被災された人たちに元気になっていただくための交流会づくり など



② 災害ボランティアセンター等の活動拠点となる事業所のための経費

災害ボランティアセンターとは▶

災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。主に、被災した地域の社会福祉協議会により運営されます。

活動の例▶ 被災地のニーズの把握、ボランティアの受け入れ、情報提供、資機材の貸し出し など



③ 福祉施設への支援

活動の例▶ 社会的に支援を要する方々を福祉施設等に一時的に受け入れ支援する活動、破壊・破損した福祉施設の一時的立て替え及び応急修理等整備に要する経費 など

※共同募金では、災害発生時に被災地の支援活動として活用するため、毎年募金額の3%を「災害等準備金」として積み立てています。災害等準備金として積立3年が経過したものは、社会福祉法施行規則に基づき県内の共同募金会の助成事業に使用されます。